

デイトレあっぱれ地域密着型通所介護サービス事業
(総合事業：第一号通所事業) 運営規程

第 1 条 特定非営利活動法人ありがたいが、設置開設する地域密着型通所介護サービス事業所（総合事業：第一号通所事業）の適正な管理運営、人員及び利用についての必要な事項を定め、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第 2 条 要介護状態又は要支援状態にある者及び事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護サービス事業（総合事業：第一号通所事業）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条

- 1 デイトレあっぱれの従業者（以下「従業者」という。）は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心体機能の維持並びに利用者の家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 2 地域密着型通所介護サービス事業（総合事業：第一号通所事業）は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 地域密着型通所介護サービス事業（総合事業：第一号通所事業）の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図ると共に、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイトレあっぱれ
- (2) 所在地 高知市横浜西町 29 番 32 号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定地域密着型通所介護事業（総合事業：第一号通所事業）の提供にあたる。

- (2) 従業者

- ① 生活相談員（面談、相談、生活支援、利用者の観察業務） 1 名以上
- ② 介護職員（利用者に対する日常生活における援助（介助）、精神的なケア業務） 1 名以上

- ③ 機能訓練指導員（利用者に対し機能維持及び機能向上するための訓練業務）
1 名以上

介護従業者は、地域密着型通所介護（総合事業：第一号通所事業）サービスを提供する。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日

但し、年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業する。

- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

サービス提供時間 1: 午前 9 時 00 分から午後 12 時 5 分

2: 午後 13 時 15 分から午後 16 時 20 分

但し、利用者が希望する時間延長等の場合は可能な限り受け付ける。

- (3) 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（地域密着型通所介護サービス事業（総合事業：第一号通所事業）の利用定員）

第 7 条 事業所の利用定員は、10 人とする。

（地域密着型通所介護サービス（介護予防）の内容）

第 8 条 地域密着型通所介護サービス（総合事業：第一号通所事業）は、次のとおりとする。

- (1) 地域密着型通所介護サービス（総合事業：第一号通所事業）
- (2) 機能訓練及びリハビリトレーニングの支援
- (3) 身体機能維持及び回復に関する支援
- (4) 居宅と事業所間の送迎

（通常の事業の実施範囲）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、高知市（但し高知市の、重倉、久礼野、行川、領家、唐岩、土佐山地区、鏡地区は除外）の区域とする。

但し、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（利用料その他の費用の額）

第 10 条 地域密着型通所介護サービス（総合事業：第一号通所事業）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は各保険者が定める額とする。また提供サービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額を徴収するものとする。

1 オムツ、リハビリパンツ・尿パット代金は実費

2 地域密着型通所介護サービス（総合事業：第一号通所事業）にかかる食材料費
＊おやつ提供した場合：100 円/回）

3 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族等に説明し同意を得たものに限り徴収する。

4 利用者の希望によって上記 1～3 の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 1 1 条 事業所内では、利用者は次の事に対し留意すること。禁酒、禁煙。(但し喫煙者は喫煙場へ。)

(緊急時等における対応方法)

第 1 2 条 地域密着型通所介護サービス(総合事業：第一号通所事業)の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 1 3 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、年 1 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 1 4 条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 カ月以内

② 継続研修 1 年 1 回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ありがとうと事業所の代表者及び管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。